

藤島高等学校「新嶺会館」使用規程

第1条（管理・運営）

福井県立藤島高等学校長(以下「校長」という。)が管理・運営する。主管は福井県立藤島高等学校庶務部(以下「庶務部」という。)とする。

第2条（使用目的）

本施設の使用は、福井県立藤島高等学校の教育活動に資することを目的とするもの、社団法人明新会の目的に合致するもの、福井県立藤島高等学校PTA規約の目的に合致するものに限り、使用の可否は校長が決める。

※参考

明新会の目的・・・「福井県立藤島高等学校の教育を助成するとともに、会員の連絡研修を行い、もって社会の教育、文化の発展に寄与することを目的とする。この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 福井県立藤島高等学校の助成
- (2) 教育文化に関する講演会、研究会及び座談会の開催
- (3) 会報の発行
- (4) 会員相互の連絡研修
- (5) その他前条の目的を達成するため必要な事業

PTAの目的・・・「学校と家庭が一体となり、緊密な連携と協力とによって民主教育の進展を期することを目的とし、その目的を達成するために次の事業を行う。」

- (1) 学校と家庭との連絡を密にし、相互の理解を深めて、本校教育の向上を図る。
- (2) 校内諸施設を充実し、教育的環境の改善を図る。
- (3) 本校生徒の心身の発達を助成するための諸事業を行う。
- (4) 本校生徒会の活動ならびに教職員の研究を援助する。
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業を行う。

第3条（使用できる施設）

学校行事等での使用がない場合、1階食堂フロア(オアシス)、3階大講義室(プラタナスホール)とそれらに付帯する設備を使用できる。ただし、1階厨房設備の使用はできない。

定員	3階 プラタナスホール	定員400名(机付きで160名)
	1階 オアシス	定員180名(テーブル付き)

第4条（使用日）

次に上げる日は原則として使用できない。

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する日
- (2) 日曜日
- (3) 土曜日

- (4) 8月14日から8月16日まで
- (5) 12月28日から翌年1月4日まで

第5条（使用時間）

午前9時から午後5時までの使用を原則とし、準備および後片付けの時間を含む。ただし、校長が、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

第6条（使用者）

会館の利用者は次の者とする。ただし個人の利用は認めない。

- (1) 本校生および教職員
- (2) 明新会会員
- (3) PTA会員
- (4) 校長が特別に認めた者

第7条（使用の禁止）

校長は次の各号に該当する場合は使用を禁止する。

- (1) 使用の条件に反しまたは指示に従わないとき。
- (2) 学校管理上不相当と認められたとき。
- (3) 学校教育上支障を来す恐れがあるとき。

第8条（使用手続き・注意）

会館の適正な管理・運営を図るために次の使用手続き・注意事項を定める。

- (1) 使用責任者が「県有財産使用許可申請書」（別紙1）、「使用許可願」を庶務部に提出し、校長の許可を得る。
- (2) 「県有財産使用許可申請書」、「使用許可願」は、1ヶ月前の初日から1週間前までに提出する。
- (3) 原則として先着順に受け付ける。
- (4) 飲食は、原則禁止。やむを得ない場合はオアシスを飲食場とする。
- (5) 使用する設備・機器については事前に庶務部と相談する。
- (6) 使用する場所の鍵は、庶務部が貸し出す。
- (7) 使用の変更、取り消しの場合はただちに連絡する。
- (8) 営利を目的とした利用はできない。

第9条（使用責任者の責務）

使用責任者は次の責務を負う。

- (1) 施設・設備の使用前後の点検と適正な使用に留意する。
- (2) 電気、冷暖房、水道の使用について、できる限り節約をする。
- (3) 使用后、現状復帰し、使用場所の清掃を行い、ゴミは使用責任者が処分する。
- (4) 防火、戸締まりを徹底し、使用后、鍵を確実に返却する。
- (5) 建物または設備を損傷、汚損または紛失した場合は弁償しなければならない。
- (6) 使用中に発生した盗難等に対する責任は使用責任者が負う。

第10条(使用料)

使用料は、「[藤島高等学校新嶺会館使用料について](#)」に定める。

付則

この規定は、平成18年10月28日から施行する。

(別紙3)

藤島高等学校新嶺会館使用料について

使用料(プラタナスホール、オアシスとも同料金)は次のとおりとする。

(1) 1時間あたりの使用料を1,000円とする。

冷暖房施設を使用するときは上記使用料に50%を乗じた額を加算する。

エアコン使用期は6月1日～9月30日、12月1日～3月31日とする。

(2) 使用料の納付

当日までに管理者に現金納入する。法人、団体等の経理上の都合により、当日までの納入が困難な場合は、管理者と相談する。

(3) 使用料の減免

校長は、特別の理由があると認めたときは、前項の使用料を減額し、又は免除することができる。